

商工会報

さくほ

令和3年8月1日発行

— No.32 —



佐久穂町商工会

〒384-0613 佐久穂町大字高野町 561-1
Tel.0267-86-2275 / Fax.0267-86-2541
URL <http://www.sakuho.or.jp/>
E-mail info@sakuho.or.jp
会員数:313名(令和3年7月31日現在)



ホームページ



青年部 facebook

今号の内容 新旧会長ご挨拶／新役員より／新入会員紹介／持続化補助金受付始まる／他

会長就任にあたり



佐久穂町商工会

会長 小林一吉

会員の皆様には、日頃より佐久穂町商工会の事業運営に対しまして、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、五月十三日に開催されました第十六回通常総会におきまして会長に選任されました、株式会社小林組の小林一吉でございます。就任のご挨拶をさせていただきます。当たり、始めに佐久穂町商工会発足以来五期十五年にわたり会長職の重責を担い本会の先頭に立ってご指導をいただいた由井前会長に深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。また今期で役員を終えられた皆様にも心より御礼申し上げます。長年に及ぶ先輩各位の佐久穂の商工業の発展に対するご尽力の後を受け、大変身の引き締まる思いであります。

私自身、基より非力ではございますが、会員各位の御理解と役職員の皆様方のご協力を得ながら、商工会事業運営に精一杯努めさせていただきます。

きますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年度はコロナ禍の中、商工会においても殆どのイベントや会合が中止となり、何かとストレスが多い一年になってしまいました。また、会員の皆様も大変ご苦勞の多い一年になってしまいました。未だに新型コロナウイルス禍の終息を確信することはできませんが、ワクチン接種が年配の方から順次進んできていることなどの、明るい兆しも見えはじめました。私たちはコロナ後を見通して、今から色々な準備をしなければなりません。

佐久穂町では幸いなことに若い方々の起業が目立ってきています。会員数の増加(又は維持)は会の基盤を強化するために欠かせない条件ですので、是非とも仲間になっていただき、共に佐久穂町の産業発展のために頑張ってくださいと思います。

「商工会は会員企業に寄り添い、

各企業の経営改善や課題解決のお手伝いをさせていただくことはもとより、国・県・町の施策の速やかな周知、地域経済活性化等の事業を通して、地域の皆様の信頼を得て、頼りになる組織にならなければならぬ。」「という基本を改めて再認識し、少しでも会員企業様のお役に立てるよう役職員一丸となって進んでゆく所存でありますので宜しくお願い致します。

結びに、新型コロナウイルス感染症の一刻も早い終息と、会員企業様の更なる事業のご発展、並びに関係者各位の益々のご健勝をご祈念申し上げます。会長就任のご挨拶とさせていただきます。



通常総会で挨拶をする小林会長

ごあいさつ

前会長 由井正隆

梅雨明けの待ち遠しい今日この頃となりました。フクチン接種は徐々に進んでおり、私もまもなく二回目の接種となります。一方、東京オリンピックの開幕は秒読みとなりましたが、コロナの終息が見通せず、梅雨明け後の暑さを目前にして不安が拭えません。

さて、私は佐久穂町商工会の誕生以来五期十五年に渡り、佐久穂町商工会長を務め、その間には県連の理事や副会長も務めさせて頂きました。お陰様で、令和元年秋の叙勲で旭日双光章を受賞するという栄誉に浴しました。この間、皆様には大変お世話になり、又支えて頂きまして誠にありがとうございました。申上げます。本年の総会にて退任させて頂くことになりましたが、私の後任の小林会長さんをよろしくお願いいたします。

振り返ってみますと、佐久穂町商工会の初期は財政力に乏しく、厳しいスタートでしたが、合併直後の流動期に会員の皆様のご協力を得られたこと、佐久穂町からの手厚いご支援を受けられたこと、県下でも一、二を争うスピードでの合併を成し遂げたことによる県からの補助金の恩恵などで、財政の健全化を成し遂げることができました。

今後の商工会運営は会員数減少による会費収入の減少が心配です。そこで、会員増強運動に力を注ぐことと、経費の軽減対策と職員の有効活用の為に、本所と支所の統合を議論して頂くようお願いいたします。

コロナ禍の中、商工会活動は極めて制約されておりますが、商工会の元気が佐久穂町の活気を生み出します。元気のある会員さんを育てることで、商工会の活気が生まれます。又、二〇一八年に開通した中部横断自動車道により首都圏からの移住促進を含めて、人物、金の流れ込み、活気のある住みよい町となるような対策を考えたいものです。又、静岡、山梨、長野の連携の中でいかにして地域の魅力を発信し、独自の産業を育てるか、問題山積と思えます。とにかく、自分の町を元気にするのは私達自身ですので、商工会の役割は無限にあると思います。

退任にあたりまして、お世話になりました会員の皆様、職員の皆様、佐久穂町長さんを始めとする担当職員の皆様に再度感謝と御礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



通常総会で15年間の想いと感謝の気持ちが語られました

第十六回

通常総会開催

令和三年五月十三日、佐久穂町商工会館におきまして、第十六回通常総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の猛威が押し寄せる中、皆様の御協力により二年ぶりの総会開催となりました。当日は大変多くの会員様に御出席を頂き、誠にありがとうございました。

本年度は役員の改選がございました。新たなスタートを切りました佐久穂町商工会を、引き続き宜しくお願い申し上げます。



大変多くの会員様に御出席頂きました

令和3年度 重点方針

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者への支援
- 2 商工会中期マスタープランを踏まえた経営支援体制の有効活用
- 3 地域産業活性化支援
- 4 企業支援の強化と人材育成
- 5 組織力・財政力の向上
- 6 新規創業・経営革新支援事業の推進
- 7 デマンド交通タクシー事業の推進
- 8 広域連携による機能強化の推進
- 9 観光開発・特産品開発事業の推進
- 10 IT時代に対応した情報化・機械化事業の推進
- 11 消費税軽減税率制度及びインボイス制度への対応

支部報告

八千穂支部

皆さんこんにちは、この度八千穂支部長を仰せつかりました三石博明です。久しぶりの商工会役員で何をどうすればよいか手探り状態であります。皆様のご協力を頂き新しい支部役員さんと力を合わせやって行きたいと思えます。

さて、五月の本会総会後六月に入り第一回目の支部役員会を開催し例年通りの事業計画で進む事を確認しました。青年部から活動を共にした方や顔や名前前は知っているが話をするのは初めての役員さんとの親睦を深める懇親の場を頂き楽しく過ごせました。それぞれの近況や思い出を話す中で、これからの活力が湧いてくる思いがしました。しかし、ご承知の通り新型コロナウイルスの影響で計画通りには進まない現実です。ワクチン接種がゆきわたる秋以降には計画の見通しが明確になる事を願っております。それまでは、それぞれの職場において確りと与えられた仕事をい行い心憂えることなく邁進する事が大事と思います。

新役員ともども宜しく願います。
(八千穂支部長 三石博明)

東支部

この度、東支部長に選任されました友野博文と申します。前任を務められた相馬勝前支部長や前役員の皆様にご敬意を表すとともに、その後を受け継ぐにあたり身の引き締まる思いを致しております。

現在も継続する新型コロナウイルス感染症対策の影響により、会議の規模縮小、また、事業の中止を余儀なくされ、本来の活動が制約されている状況下、新年度がスタートし、今年度から東支部は十名の役員体制になりました。会員の皆様と共に地域の振興と活性化に向け職務に取り組みで参りたいと思存します。

さて東支部会員状況は、新しく八名の事業所さん加入をして頂きました。また、事業計画、商工貯蓄共済の推進については昨年同様、状況を見ながら対応して参ります。コロナ禍を乗り越え、たくさんの皆さんが笑顔で集まることのできる日を願って、会員の皆様のお力添えを頂戴しながら、役員一丸となつて有意義な支部活動にしていきたいと思存します。皆様どうぞよろしくお願い致します。

(東支部長 友野博文)

西支部

この度、西支部長を拝命致しました。コロナ禍の真ただ中で長野県の感染者はいくらか収まった様ですが、都心は緊急事態宣言が続いています。オリンピック後の景気が気になりますが、今年度の事業は開催の見通しが立っていません。事業主という立場から考える一刻も早く多くの国民がワクチンを打ち、感染を終息させ、佐久穂町が今まで以上に活気づく事が望ましいのですが、未来のことは誰にも解りませんが、現状では盛り上げるに盛り上げられない状態です。コロナ禍だけでなく木材の高騰や品薄といったウッドショックも重なり零細企業の多い商工会員は業種を問わずダブルパンチを食らった状態です。西支部長として他の支部長さん達と連携しながら今できることを一生懸命やっていくしかありません。佐久穂の発展と会員の皆さんの利益を最優先に任期中頑張っていく所存です。その為にも皆様のご協力を宜しく願います。

皆で協力して作業に当たる西支部会員



(西支部長 高見澤 義光)

消費税インボイス制度

令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイス制度とは、売り手が買い手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝えられるものです。

事業者への影響

請求書や納品書等への書式変更(請求書に税務署の発行する適格請求書発行事業所の「登録番号」の記載が必要になります。記載されていない請求書等はインボイスと認められず、相手先は「消費税の仕入れ控除」が出来なくなります。

参考: 免税事業者と課税事業者の条件とメリット/デメリット

	条件	メリット	デメリット
免税事業者	● 売上が1,000万円以下(免税 or 課税を選択可)	● 消費税の計算や申告、納付が不要	● 適格請求書発行事業者になれない(インボイスが発行できない) ● 取引先が仕入税額控除を受けたいがために外注、仕入先の切替をされる可能性がある
課税事業者	● 課税事業者前々年度の売上が1,000万円を超える ● 自らが消費税課税事業者選択届出書を提出する	● 消費税額の受取りより支払いの方が多ければ、還付が受けられる(簡易課税制度除く) ● 適格請求書発行事業者になれる(税務署へ申請が必要)	● 消費税の計算や申告が必要 ● 消費税の納税義務

女性部

今年度、佐久穂町商工会女性部長を仰せつかりました。重ねて、県連佐久支部長、県連副会長をお引き受けする事となり、様々な事が同時進行で動き始める中、私事で手首を負傷したり、体調不良になったりと、不安だらけのスタートとなりました。

今回女性部長をお受けするにあたり、前部長、副部長、役員、会員の皆様から「大丈夫、協力するから」との力強いお言葉を頂き、花壇作り、花植え作業時には、ほんとうに大勢の方に出役頂き、参加・協力頂けた事、心強く思いました。



皆さん、緊張感を持って参加されていました

昨年は長野県が当番県で、千人規模での開催予定でした関東ブロック交流研修会がコロナ禍の中開催延期となり、去る六月二四日に、二日間を一日当たり六十人程度規模を縮小しての開催となりました。

お出迎えから、受付・案内等様々な役割分担で、最後のお見送り時には、参加された一都十県の皆様も笑顔で「ありがとうございました」の言葉を頂き、無事に終了し、ホッとしました。

主張発表、最優秀賞は山梨県南部町商工会女性部でした。来年の開催県は山梨県です。

世の中が落ち着いて、佐久穂町商工会女性部からも大勢で参加出来る事を祈っております。皆様の御意見や御提案などをお聞かせ頂き、三年間活動して参りたいと思っております。

これからもお力添え、どうぞ宜しくお願い致します。

(女性部長 出浦 幸恵)



議案は全て満場一致で承認されました

青年部

令和三年度より佐久穂町商工会青年部長を務めます小池学です。前年度から続くコロナウイルス感染症の影響により様々な行事が縮小、自粛、中止となる中で、難しい決断を迫られるスタートとなっております。四月には自転車競技大会「ツールドハケ岳」が中止され、また、毎年七月に行っています青年部主力イベントの一つ「子供みこし」も、感染症対策の難しさから中止を決定しました。二年連続での中止となり、子供たちに寂しい思いをさせてしまっています。

僕が子供の頃、この町には「さくさく祭」と「祇園祭」二つの大きなお祭りがありました。親に連れられ南佐久大橋で見た盛大な花火。友達と走り回って遊んだ東町商店街。太鼓屋台に乗る上級生達をヒーローの様に見ていた子供みこし。どれも楽しい思い出です。



部員総会の様子

高校卒業を



部員総会であいさつをする小池青年部長

機に、一度東京に出た僕がこの町に戻り家業を継ぐ選択をしたのも、そんな楽しい思い出があったからです。佐久穂町を楽しい町にしたい、そんな想いで青年部長に立候補し、任せていただく事となりました。

(青年部長 小池学)



7名の新入部員が仲間に加わり、更にパワーアップしました

商工会 活用事例紹介

「持続化 補助金」

山村テラス
岩下 大悟

山村テラスは佐久穂町内で三棟の宿泊施設を運営しています。

一棟目の施設「山村テラス」は、電気は太陽光発電で賄い、水は山からの沢水を使用しているオフグリッドなコテージです。テラスからは茂来山の壮大な姿を眺望できます。二棟目の「夜の蚕小屋」は、築80年の養蚕小屋をリノベーションした小さな古民家で、梁や土壁のどっしりとした存在感に、佐久穂町内の廃校からいただいた机や椅子を配置した、どこか懐かしい雰囲気の間です。そして三棟目の「ヨクサル的小屋」は、木造建築の別荘をベースに、様々な種類の木材を使用した秘密基地のような感覚の空間となっています。「泊まる場所」の提供ではなく、「良い時間・良い空間」を提供することを価値と捉え、事業を行っています。山村テラスは、外国人旅行者の利用も多かったため、新型コロナウイルスの拡散に伴い、国内のお客様がよりゆつくりと快適に滞在できる環境を整える必要性を感じました。海外旅行者の利用はなくなりましたが、コロナ前と比較すると、リモートワークの普及に

伴い、国内のお客様がより長期で滞在することが可能になりました。さらに人口密度の低い田舎で自然に囲まれながらゆつくりと滞在することは、今まで以上に大きな価値となるだろうと予想しました。

そこで、「国内利用客の快適な長期滞在」「スタッフもお客様もより安心安全な滞在」を実現するため、小規模事業者持続化補助金を活用し施策を講じました。

一つ目の施策は、長期滞在時にも快適に過ごせるようエアコンを設置しました。これにより暑い夏でも快適な滞在が可能となりました。

二つ目の施策は、一部施設の電気工事を行いました。これにより電子レンジの貸出しサービスが可能となり、大好評を得ています。

三つ目の施策は、宿泊客のチェックアウト後に、施設内の消毒作業を業者に実施して頂いています。これにより、新型コロナウイルスの蔓延防止と同時に、宿泊客の安心感につながっています。

そして四つ目の施策は、宿泊施設の玄関扉にキールシステムを導入しました。これにより宿泊客との接触機会を減らすことができ、従業員及び宿泊客の安全確保及び感染拡大防止につながりました。

「商工会から」この様に小規模事業者持続化補助金は事業主様の「やりたい」を後押しする補助金と言えます。まずは佐久穂町商工会までお問合せください。

小規模事業者持続化補助金の公募が開始されました!

↓ 制度の概要 ↓

一般型

★趣旨は小規模事業者自らが自社の経営を見つめなおし、経営計画を作成したうえで、行う販路開拓の取り組みを支援するもの。

★補助率は2/3(上限50万円)

令和3年度分の締め切り日	2021年 10月 1日
	2022年 2月 4日

低感染 リスク型 ビジネス枠

★趣旨は小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援するもの。

★補助率は3/4(上限100万円)

★感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能。

★低感染リスク型については今年度より申請方法が変更となり補助金申請システム(Jグランツ)のみでの受付となります。申請に必要なID取得は3~4週間ほどかかります。※一般型については従来通り紙媒体での申請が可能。

令和3年度分の 締め切り日	2021年 9月 8日	2022年 1月 12日
	2021年 11月 10日	2022年 3月 9日

更に佐久穂町では上記の補助対象事業の自己負担分の1/2(補助上限額12万5千円)を町が独自に補助します。

新入会員紹介

yamania(ヤマニア)

山上雅子

二〇一八年十月より地域おこし協力隊になり佐久穂町のPR・移住促進担当として活動してまいりました山上雅子です。平素より皆様には大変お世話になっております。

協力隊着任と同時に開業し、土産品の製造・販売、写真撮影、キャラクタ―運営等々の個人事業もやらせていただいております。屋号はyamania(ヤマニア)とさせていただきます。

この九月末をもつての任期満了に伴う独立を機に、佐久穂町に骨を埋める覚悟で、佐久穂町商工会のお仲間に入れていただきました。佐久穂町の商工業の更なる発展への一助となれますよう、これからも一事業者として引き続き努力してまいります。

佐久穂町の価値を皆さんと一緒に創り、高め、そして維持していく一員になれますよう微力ながら頑張ります。

商売についてはご素人なので、ご指導・鞭撻たくさんいただけると嬉しいです。PRや写真でお力になれることがありましたら、いつでも飛んでいくのでお声がけください。これからどうぞよろしくお願いたします。

Future Trading (フューチャートレーディング)

松嶋 政之

今年度より商工会員としてお世話になることとなりました。Future Trading (フューチャートレーディング)と申します。二〇一三年より佐久穂町に移住し、バイク車両をメインに輸入販売をしております。

親戚や友人が全く居ない、この佐久穂町に移住してきたので、移住当初は右も左もわからず手探りで進めて参りましたが、周囲の方々はとても温かく受け入れてくださり、現在に至ります。バイク車両をメインに扱っておりますので、ツーリングしながら、ドライブしながら車両を見に来るお客様も多く、いい環境だね〜とお褒めの言葉をいただくことも多々あります。そんな素晴らしい佐久穂町で、地域に貢献しながら今後も頑張つて参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

佐久穂水力発電(株)

金子 幸司

この度、新たに入会致しました佐久穂水力発電株式会社の子金子幸司と申します。

私は、佐久穂町に移住して来る前は

佐塚重人税理士事務所

佐塚 重人

昨年、三十八年勤務した国税の職場を退職し、畑ケ中で税理士事務所を開業しました。

国税では、主に法人税の仕事に従事し、長野、埼玉、東京、茨城、栃木、千葉と幅広い地域で勤務してきました。

昨年は、埼玉県川口市に住んでいましたが緊急事態宣言が発令され、外出自粛が求められるなか人口密集地で生活することの息苦しさを経験して来ま

した。

こちらに帰ってきて自分で作った採りたての野菜が食卓に並ぶなど田舎暮らしの幸せを実感しているところで。ウィズコロナで生活様式や仕事のやり方というものがだいぶ変化したことを感じます。

当事務所でも、ある企業と顧問契約する際「弊社では現在会議や打ち合わせはWebで行っておりますので、Web会議に参加できる環境を整えていただきたい。」という要請があり、「関係に弱い私は息子の力を借りて何とか環境を整えたわけですが、実際Web会議などを経験してみると便利で、コロナが終息した後も現地へ行かなければ解決できない一部の仕事を除いてWeb会議等が利用されるのではないかと予想しています。

当事務所は、法人税に関しては高い専門性を有しており、それを評価していただき小諸と茨城の税理士事務所の顧問税理士を務めており、また、専門性が低い相続税については新潟の高い専門性を有した事務所に協力を依頼し仕事を遂行しておりますが、茨城・新潟の事務所とはメール、電話、郵送等で仕事が出来ており、地理的に遠いということに不便を感じたことはありません。

Web技術等の発達などにより、田舎に住んで仕事ができるという環境がさらに進んでくれば地方創生にもつな

がるのではないかと思います。

話は変わりますが、先日「中小企業経営改善計画策定支援研修」を中小企業大学校で受講してきました。

税金のことだけでなく頼りになる事務所となるよう努力してまいりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

パン工房エピソード

小林 高行・浩美

はじめまして。パン工房エピソードです。

私達は佐久穂町で生まれ育った佐久穂つ子です。一時佐久穂町を離れていましたが戻ってからはずっとパン屋を開くのが夢でした。今回定年退職を機に思い切って開業する事にしました。今はコロナ禍で皆がストレスいっぱい状況です。今が開業のタイミングとしてどうなのかと思う気持ちもありましたがこんな時代だからこそ何か私達に出来る事はないか？私達が作るパンを食べて頂き、一人でも二人でも幸せな気持ちになって頂ければ、そして佐久穂町の活性化に少しでもお役に立てればと思います。

こんな年配の新人ですが、商売は初めての経験です。分からないことだらけです。商工会の皆様、どうか温かく見守って御指導いただければと思います。どうぞよろしくお願致します。

諏訪土建

諏訪 守

令和二年一月より開業いたしました。諏訪土建の諏訪守と申します。

下請けが主な仕事で住宅基礎、外構工事、コンクリート工事を主とした仕事をを行い、造る物の形は通常既に決まっていますが、その工程作業方法は考えていかなくはなりません。

この業種を始めてからは数年が経ちましたが一つ一つ違う現場、形の違う住宅、環境に苦戦しながらもそこに楽しみややりがいを感じます。

開業する頃色々調べていた時に、コンクリート基礎を英語にしてみました。

「Concrete foundation」

ファンデーションと言えば女性がよく使う化粧品で聞く言葉、皮膚を清潔にし健康な状態にする為の物など、だそで住宅に当てはめるとやはり家を水や湿気から守り、重さや揺れなどにも耐える「家が健康な状態に保てるようにする物なんだ、と違う角度から見てもまた確認し作業での注意点や仕上がりを考えました。

経営に関しましては手探り状態ですが商工会という輪に入りました大きな安心を得たと思っています。会員の皆様、どうぞよろしくお願致します。



佐久穂町・小海町 合同就職相談会開催

去る七月九日、佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」メリアホールにおきまして、佐久穂町と小海町合同で就職相談会を開催致しました。佐久穂町と小海町は「地域活性化のための同盟に関する協定」を締結しています。特に、協力・連携事項の中に「産業振興、雇用拡大に関すること」が掲げられています。今回開催をした就職相談会は、両町に所在する企業と、同じく両町での就職に関心のある学生をマッチングさせ、両町における雇用を促進しようという目的により令和元年度から開催され、本年度で三回目の開催となりました。

今回の相談会では両町の様々な業種に渡る企業様にご参加頂き、二十一ブースでの開催となりました。相談会は前半を高校生の部、後半を一般の部と二部構成に致しました。高校生の部では、小海高校の三年生十人が来場しました。皆非常に熱心で、各ブースでの企業説明に一生懸命聞き入っている姿が印象的でした。

高校生の部は一時間で終了する予定でしたが、「もっと色々な企業のブースを回ってお話を聞きたい」という声があり、急遽高校生の部の時間を延長する程目的意識を持って参加をしていました。

末筆ではございますが、各企業様にはコロナ禍の中にも関わらず、ご参加を頂き誠にありがとうございました。



会社説明を熱心に聞く高校生



相談会後には高校生から感謝の意が伝えられた



自社について熱く語る採用担当者

《退職の「あいさつ」》

この度、七月三十一日をもって商工会を退職させて頂く事となりました。本来であれば皆様に直接挨拶にお伺いする所ですが、この場をお借りして御礼申し上げます。
(町田 祐介)



中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等^{※1} 上限 **20万円/月** 個人事業者等^{※2} 上限 **10万円/月** を支給します。
給付額^{※3} 2019年または2020年の基準月^{※1}の売上 - 2021年の対象月^{※2}の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上の90%以上減少した2021年1月。

一時支援金または月次支援金を既に受給された方の申請の流れ はじめて申請される方は
中面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単 (2STEPのみ)になります。

STEP1 ▶ マイページから、必要情報を入力

STEP2 ▶ 2021年の対象月の売上台帳^{※3}を添付

事前確認が不要!
その他書類が不要!

※3 一度支援金を受給していても、月次支援金をはじめ申請される場合は、宣言・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象^{※4}となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること^{※4}

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う業種を勘案し、休業または時短営業を実施している飲食店と連携・関係の取扱いがあること。または、これらの地域における不慮の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間 4月分/5月分: 2021年6月16日~8月15日
6月分/7月分/8月分: 対象月の翌月から2ヶ月間

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

左記事業者と取引がある全国の事業者 (他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

- 1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など
- 2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など
- 3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など
- 4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など
- 5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど
- 6 経営コンサルタントや士業など
専門サービスを提供する事業者
- 7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
- 8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- 9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
- 10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません

事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。

(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」^{※5}の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-211-240
03-6629-0479 (受付時間: 8:30-19:00 土日・祝日も受付)

ホームページ

月次支援金 検索
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin>



佐久穂町 新型コロナウイルス感染症対策資金

佐久穂町では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要とする事業者向けの資金制度を新設しました。



貸付限度 (運転資金)

1,000万円

貸付利率: 0.8%

《利子補給》

新型コロナウイルス感染症対策資金の運転資金とし、令和3年度借入分を5年間に限り利子の全額を補給する。

貸付対象

- 中小企業者及び小規模事業者であって、現に町内において工場及び店舗を有し、原則として1年以上の操業又は販売の実績があり、町税を完納している。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により緊急に事業資金を必要とする者。
- 信用保険法第2条第5項各号又は第6項に該当することについて町長の認定を受けた中小企業者又は小規模事業者とする。
- 危機関連保証制度要綱(平成29・10・23中庁第1号)に定める危機関連保証を利用する者。

貸付期間	10年以内 24月以内据置 借換資金: 町制度資金で償還が1年以上経過し、延滞が無いもの。ただし貸付限度とする。
返済方法	均等分割返済
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。
保証貸付保証料	保証協会の保証貸付とする。全額町が補填。
申込書類	申込書、貸借対照表、損益計算書、納税証明書(町民税)